

就学援助の申請をされた保護者の方へ

就学援助制度において、学校の健康診断で見つかった下記の疾病に限り、治療にかかる自己負担分の医療費を援助しています。

就学援助支給の決定までに要した医療費も、就学援助の支給が決定となった場合は、援助の対象となりますので、次の説明をよくお読みになり、申請してください。

就学援助費（医療費）請求申請書とは？

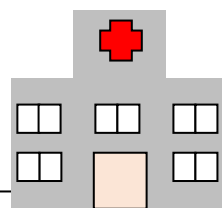
この申請書は、就学援助決定までに、学校の健康診断で見つかった、次の病気の治療を受ける場合に使用します。

《対象疾病》

- ・トラコーマ
- ・結膜炎（感染性のものに限り）
- ・^{はくせん}白癬、^{かいせん}疥癬及び^{のうかしん}膿疱疹
- ・中耳炎（滲出性中耳炎を含む）
- ・慢性副鼻腔炎（急性副鼻腔炎は対象外）
- ・アデノイド
- ・寄生虫病
- ・う歯（むし歯のこと。むし歯になりかけ、歯周病、要注意乳歯、歯並び等は対象外）

使用の手順

- 1 学校からの健康診断結果のお知らせと申請書を、医療機関に提出する。
- 2 治療にかかった医療費の領収証（原本）を保管しておく。
- 3 治療が終わったら、申請書裏面の受診証明欄に医療機関の証明をもらう。
（健康診断結果のお知らせは、学校へ提出する。）
- 4 申請書表面を記入し、領収証（原本）と一緒に次の方法で提出する。
 - ・教育委員会（学校教育課）へ持参または郵送
 - ・各総合支所総合サービス課へ持参
 - ・学校に提出



申請された医療費は、後日、保護者の方の口座へ振り込みます。

※ 就学援助の認定を受けられなかった場合は、対象となりません。その場合、提出いただいた領収証（原本）は返送いたします。

決定通知受領後からは、医療券による医療費の援助が受けられます。

詳しくは、決定通知に同封する書面でお知らせします。

<お願い>

申請書は、一つの病気及び院外処方に対し、一枚必要です。

ご使用の際は、就学援助費（医療費）請求申請書を両面印刷していただくか、学校教育課又は山口総合支所を除く各総合支所総合サービス課へ取りにお越してください。